

# 製品安全データシート

製造会社: 設楽印刷機材 株式会社  
 住所: 群馬県前橋市野中町 158-1  
 連絡先: 電話番号: 027-261-7000  
 FAX番号: 027-261-7700  
 改定 平成23年10月31日  
 作成 平成22年10月10日

NO. 13-1112

製品名

## SI-UVクリーナー ECO

物質の特性

区分 : 単一物質  
 化学物質の名称 : エチレングリコールモノターシャリブチルエーテル

成分名	含有量 (Wt%)	既存化学 物質番号	CAS No.	労働通知対象 物質	PRTR法
エチレングリコールモノターシャリブチルエーテル	90~100	2-2424	7580-85-0	非該当	非該当

製品のGHS分類ラベル



危険有害性の分類

分類の名称 : 引火性液体  
 危険性 : 引火しやすい液体、空気との爆発性混合物を形成しやすい。  
 有害性 : 飲み込むと有害  
 重篤な眼の損傷

注意書き [安全対策] : すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 火気のある場所、火花や静電気を発生するもの、高温熱源等の付近では、絶対に使用しないこと。また、電気設備や電気機器は防爆構造とし、機器類は全てアースをとること。  
 静電気対策を行い、帯電防止作業服、成電安全靴等を着用すること。  
 取り扱い作業場では密閉設備又は局所排気装置を設け十分に換気を行うこと  
 保護手袋、保護眼鏡、保護マスク等の保護具を着用すること。  
 中身を容器から出し入れする場合は、周囲にこぼれないよう十分に注意をすること。  
 環境への放出を避け、容器を密閉しておくこと。  
 指定された用途以外には使用しないこと。

- [緊急時対応] : 火災の場合には、適切な消化方法をとること。(粉末・炭酸ガス・泡・等) ある漏洩の場合は、速やかに適切な方法で回収すること。  
 吸収した場合、空気の新鮮な場所へ移動し、吸収しやすい姿勢で休憩をさせること。  
 暴露又はその懸念がある場合、気分が悪い時は、医師の判断、手当てを受けること。  
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。  
 コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。  
 皮膚(又は毛髪)に付着した場合、直ちに全て汚染された衣類を脱いで取り除き、多量の水と石鹸にて洗うこと。  
 汚染された保護意を再使用する場合には、洗濯を行いこと。  
 飲み込んだ場合、無理して吐かせないこと。  
 直ちに医師の判断、手当てを受けること。
- [保管] : 容器を密閉して、涼しく換気の良い所で、保管すること。  
 子供の手の届かない所に保管すること。
- [廃棄] : 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

## 危険有害性

## GHS分類

物理化学的危険性	: 火薬類	分類対象外
	: 可燃性・引火性ガス	分類対象外
	: 可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	: 支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	: 高圧ガス	分類対象外
	: 引火性液体	区分3
	: 可燃性液体	分類対象外
	: 自己反応性化学品	分類対象外
	: 自己発火性液体	区分外
	: 自己発火性固体	分類対象外
	: 自己発熱性化学品	分類できない
	: 水反応可燃性化学品	分類対象外
	: 酸化性液体	分類対象外
	: 酸化性固体	分類対象外
	: 有機過酸化物	分類対象外
	: 金属腐食性物質	区分外
健康に対する有害性	: 急性毒性(経口)	区分4
	: 急性毒性(経皮)	分類できない
	: 急性毒性(吸入:ガス)	分類対象外
	: 急性毒性(吸入:蒸気)	分類対象外
	: 急性毒性(吸入:粉じん)	分類できない
	: 急性毒性(吸入:ミスト)	分類できない
	: 皮膚腐食性・刺激性	区分外
	: 目に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
	: 呼吸器感作性	分類できない
	: 皮膚感作性	区分外
	: 生殖細胞変異原性	区分外
	: 発がん性	区分外
	: 生殖毒性	分類できない
	: 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく霧)	分類できない
	: 特定標的臓器・全身毒性(反復ばく霧)	分類できない
	: 吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性	: 水生環境急性有害性	分類できない
	: 水生環境慢性有害性	分類できない

## 応急処置

眼に入った場合	: 直ちに多量の水で15分以上洗い流し、眼科医の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	: 直ちに汚染された衣服や靴を脱がせる。後、付着または接触部を石鹼水で洗浄し、多量の水を用いて洗い流す。
吸引した場合	: 空気の新鮮な場所に移して安静、保湿を保ち、医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	: 無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。
予想される急性症状及び 遅発性症状	: 吸収した場合 : 咳、めまい、し眠、頭痛 皮膚に付着した場合 : 発火、痛み、かすみ眼 飲み込んだ場合 : 咳、めまい、し眠、頭痛
最も重要な兆候及び症状	: 有用な情報なし
応急処置をする者の保護	: 火気に注意する。有機溶剤の防毒マスクが有ればそれを着用する。

#### 火災時の措置

消化方法	: 初期の火災には炭酸ガス、粉末などを用いる。水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。大規模火災には泡消火剤を用いる。
消火剤	: 炭酸ガス・泡・粉末（ドライケミカル）消火器。
使ってはならない消火器	: 棒状注水

#### 漏洩時の措置

陸上の場合	: 多量の場合は土のうなどで流出を防ぎ、防爆ポンプで吸い取る。少量の場合は吸着マットなどで吸い取る。
海上の場合	: オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マットなど吸い取る。薬剤を用いる場合は運輸省令で定めた技術上の基準に適合したものでなければならない。

#### 取扱いおよび保管上の注意

取扱い	: 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。 : 炎、火花または高温体との接近を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。（危険物の規制に関する政令第25条） : 常温で取り扱うものとし、その際水分、キョウ雑物の混入に注意する。 : 静電気が発生した恐れのある設備には、蓄積する静電気を除去する装置を設けること。 : 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい、そのため換気および火気などへの注意が必要である。 : 危険物が残存している機械設備などを修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。（同上第24条） ○消防法（第10、13条など） ○危険物の規制に関する政令（第24、27条など）
保管	: 炎、火花または高温体との接近を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。（危険物の規制に関する政令第25条） : 類の異なる危険物は同一の貯蔵所において貯蔵しないこと。（同上第26条） : 屋内貯蔵所では、自治省令で定める容器に収納し、品名毎に取りまとめて貯蔵する。 : 保管時における関係法規 ○消防法（第9条3、10条など） ○危険物の規制に関する政令（第24、25、26条） ○危険物の規制に関する規則（第39条など）

暴露防止措置	
管理濃度	: 規定なし
許容濃度	: データなし
	: A C G I H 4 0 0 p p m ( T L V - T W A )
設備対策	: 屋内作業場等のうち通風が不十分な場所では有機溶剤の発散源を密栓する設備、局所排気または全体換気装置が必要。 (有機溶剤中毒予防規則第6条)
保護具	: 呼吸用保護具: 必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を使用する。 : 眼の保護具: 必要に応じて保護眼鏡を使用する。 : 皮膚の保護具: 必要に応じて耐油性ゴム手袋、保護前掛けを使用する。 : その他: 導電性安全靴

物理/化学的性質	
外観等	: 無色透明液体, 溶剤臭
密度	: 0. 8 9 8 ( 2 0 ℃ )
沸点範囲	: - 1 2 0 ℃ 以下
P H	: 中性
その他	: 測定データなし

危険性情報	
引火点	: 5 7 ℃ ( タグ密閉 )
発火点	: 3 0 9 ℃
爆発限界	: 下限 0. 6 V o l . % 上限 10. 5 V o l . %
安定性	: 通常の手扱い条件においては安定
自然発火温度	: 4 4 0 ℃
溶解度	: 水に完全に溶解する、他の有機溶剤に溶解する。

有害性情報 (人についての症例、疫学的情報を含む)	
皮膚腐食性	: なし
刺激性 (皮膚・眼)	: 液は、皮膚に対して弱い刺激性がある。高濃度の蒸気 (約 1, 0 0 0 p p m 以上) またはミストは眼を刺激する。
感作性	: なし
急性毒性 L D 5 0	: 測定データなし
亜急性毒性	: 測定データなし
がん原生	: 測定データなし
変異原生	: 測定データなし
生殖毒性	: 測定データなし
催奇形性	: 測定データなし
その他 (水と反応して有害なガスを発生する等を含む)	: 有用な情報なし

環境影響情報	
分解性	: 測定データなし
蓄積性	: 測定データなし
魚毒性	: 測定データなし
その他	: 有用な情報なし

廃棄上の注意

- : 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。(廃棄物の処理および清掃に関する法律第10, 12, 13, 14条など)
- : 投棄禁止 (同上法第16条、危険物の規制に関する政令第7条の4)
- : 廃油の埋め立て処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについて、下記の物質が総理府令で定めた基準以下であることを確認しなければならない。銅またはその化合物、亜鉛またはその化合物、フッ化物、アルキル水銀化合物、水銀またはその化合物、ヒ素またはその化合物、六価クロ化合物、有機りん化合物、カドミウムまたはその化合物、シアン化合物、PCB (同上政令第6条総理府令)
- : 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ燃焼または爆発によって他に危害または損害をおよぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつけること。(危険物の規制に関する政令第27条)
- : 廃棄物における関係法規
  - 廃棄物の処理および清掃に関する法律 (第2, 3, 10, 12, 16条等)
  - 廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令 (第1, 6, 7条等)
  - 危険物の規制に関する政令 (第27条等)
  - 金属等を含む産業廃棄物に係わる判定基準を定める総理府令

#### 輸送上の注意

- : 容器が著しく摩擦または動揺を起こさない運搬すること。  
(危険物の規制に関する政令第30条)
- : 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより当該車両に標識を掲げること。またはこの場合、当該危険物に該当する消化設備を備えること。(同上政令第30条)
- : 混載を避けるべき物品  
危険物の規制に関する規則第46条<危険物との混載を禁止される物品>参照
- : 運搬時における関係法規
  - 消防法 (第16条他)、危険物の規制に関する政令 (第28, 29, 30条など)
  - 危険物の規制に関する規則 (第41, 42, 43, 44条など)

#### 適用法令

- : 労働安全衛生法 非該当
- : 消防法 危険物第4類、引火性液体・第2石油類 (水溶性液体) 危険等級Ⅲ
- : 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- : 化審法 既存化学物質名簿への収載
- : 海洋汚染防止法 施行令別表第1有害液体物質 (C類)
- : 化学物質管理促進法 (PRTTR法) 非該当

#### 引用文献

- : 製品安全データシートの作成指針 (日本化学工業協会)
- : 石油製品安全データシート作成の手引き (石油連盟)
- : 溶剤ハンドブック (講談社発行)
- : 自社調査資料を引用

#### お願い

この製品安全データシートは、弊社の持つ知見をもとに充分注意を払って作成しております。しかしながら、記載内容は通常の使用におけるものであり、特殊な条件下での使用におけるものではありません。貴社での取扱いにおかれましては、適用法令に従うと共にこの製品安全データシートを参考にして、貴社の使用条件に即した取扱い方法を確立の上、安全に使用して頂きたいお願い致します。尚、記載内容の内、含有量、物質的/化学的性質等の数値は測定値の一例です。